

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）
に対する意見募集の結果について

平成30年1月24日
原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間 : 平成29年12月7日～平成30年1月5日
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 4件（2通）
- 御意見に対する考え方 : 別紙のとおり

以上

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）
についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	<ul style="list-style-type: none">➤ 「ただし、想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するものについては、この限りでない。」とあるが、重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するものが規定されていない。規定すべきである。 事業者ではなく、規制側が対象となる施設、設備及び必要な構造、強度を規定することが前提である。このことも明記すべき。➤ 改正の概要（委員会資料3抜粋）の「1. 経緯」によると「既設設備も取り入れた審査をしてきた」との記載がありますが、このことが新設設備のみを想定した規定ぶりとなっている現行の技術基準規則第55条第4号の規定に違反している（or グレーゾンにある）ので、技術基準規則の改正で現状の合法化（脱グレーゾン化）を図るとというのが、今回の改正の趣旨と理解してよろしいのですか？➤ 技術基準規則第55条第4号の改正部分の「想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有する」と、現行の第55条第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホとは何が異なるのですか？ 今回の改正で、現行第5号のように「次に掲げる性能と同等以上の性能を有する」と規定しないのは、なぜですか？ 現行の性能と同等の性能を有する場合でなくても良しとするという趣旨であるならば、現行と同じレベルの安全性が維持できるのか	<p>新規基準策定時の考え方では、第55条第4号イ、ロ、ハ、ニ及びホは、新設の設備により構成される特定重大事故等対処施設を想定して規定したものです。</p> <p>しかし、審査経験を踏まえ、既設の設備も含めて想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有することが確認できれば、これを特定重大事故等対処施設を構成する設備として扱うことには技術的に合理性があることから、第55条第4号に既設の設備に対する規定を設ける必要があります。</p> <p>今般の改正は、既設の設備に対して、その構造及び強度に係る設計が、必ずしも第55条第4号イ、ロ、ハ、ニ及びホの要求事項によらなくても、当該設備の性能や使用される条件等を踏まえ、「想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有する」ことを確認することで、基準適合性を認めることを明記したものです。</p> <p>その意味において、現行第5号に規定されている「次に掲げる性能と同等以上の性能を有する」と同様、重大事故等対処設備が重大事故等発生時に必要な機能を果たすことを確認することに違いはありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

	が疑問です。	
2	意見募集要項（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）に対する意見募集について）に「技術基準規則第55条第4号は、新設設備のみを想定した規定ぶりとなっている」旨の記載がありますが、現行の技術基準規則第55条の柱書で、第4号の規定は「使用前に適用されるもの」の対象外となっているのは、既設設備を想定したものではないのですか？ そうでないならば、今回の改正で既設設備を対象とすることを明示的に記載すべきと思います。	御指摘の「使用前に適用されるもの」とは、第55条第1号から第3号及び第7号の規定について、新設の設備、既設の設備にかかわらず、供用を開始するまでの段階において適合を要求するものです。第55条第4号に規定する構造及び強度に係る要求事項は、新設の設備、既設の設備にかかわらず、供用を開始した後の維持段階にも適用されます。
3	技術基準規則第55条第4号の改正部分の「想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するもの」であることを、原子力規制委員会はどのようにして確認するのですか？	審査においては、例えば、既設の設備について、放射性物質の異常な放出の抑制など、故意による大型航空機の衝突時などに要求される機能に着目し、当該重大事故等に対処するための機器（容器やポンプなど）が、その重大事故等時の圧力や温度などの使用条件下において、当該機器の強度計算で得られた発生応力が許容応力以下となることなどを、確認していくこととなります。基本的な考え方はNo. 1を御参照ください。
4	本改正内容にともなって「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」は「規則欄」が改正されるのは当然のことですが、「解釈欄」も改正されるのでしょうか？	今般の改正では、技術基準規則に規定において性能上の要件が明確となっているため、解釈の改正は行いません。